

第1章 計画策定の考え方

1 計画の目的

文京区では、地域福祉保健計画の分野別計画の1つとして、令和元年度に「子育て支援計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、子どもの最善の利益を守れるよう、文京区の特徴を反映した子育て支援施策を推進しています。

子どもの貧困対策については、「文の京」総合戦略や子育て支援計画等に基づき、これまでも総合的に取組を進めてきましたが、国は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策推進法」という。）を令和元年6月に改正し、区市町村における計画策定の努力義務が課せられました。そのため、文京区では子どもの貧困対策計画の策定に向けて、新型コロナウイルス感染症の影響を捉えつつ、子どもを養育する家庭の生活状況を調査する「文京区子どもの生活状況調査」を令和3年度に実施しました。

こうした法改正や社会状況の変化を踏まえ、子どもの貧困対策推進法に基づく子どもの貧困対策計画を、子育て支援計画の追補版として策定します。

2 子育て支援計画の性格・構成

子育て支援計画は、福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つであると同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定により定める文京区の行動計画、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により定める子ども・子育て支援事業計画及び子どもの貧困対策推進法第9条第2項の規定により定める子どもの貧困対策計画としての性格も併せもつものです。

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条第1項	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条第1項	
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策推進法 第9条第2項	

3 計画の期間

子どもの貧困対策計画は、現行の子育て支援計画と同様、令和6年度までを計画期間とします。

4 計画の進行管理

子どもの貧困対策計画の進行管理は、現行の子育て支援計画において行います。